

住宅用家屋証明申請書

租税特別措置法施行令（イ）第41条特定認定長期優良住宅以外（b）建築後使用されたことのないものの規定に基づき、下記の家屋がこの規定に該当するものである旨の証明を申請します。

平成22年4月 日

栄町長 殿

代理人 住所

氏名

印

申 請 者 の 住 所	千葉県印旛郡栄町
申 請 者 の 氏 名	
所 在 地	千葉県印旛郡栄町 番地
建 築 年 月 日	平成 年4月 日
取 得 年 月 日	平成22年4月 日
取 得 の 原 因 (移転登記の場合に記入)	
申 請 者 の 居 住	
床 面 積	m ²
構 造	
区 分 建 物 の 耐 火 性 能	

〈備考〉

- （イ）又は（ロ）のうち該当するものをドロップダウンで選択すること。
- 「建築年月日」の欄は、（イ）（b）又は（イ）（d）をドロップダウンで選択した場合は記載しないこと。
- 「取得年月日」の欄は、所有権移転の日を記載すること。なお、（イ）（a）又は（イ）（c）をドロップダウンで選択した場合は記載しないこと。
- 「取得の原因」の欄は、上記（イ）（b）若しくは（イ）（d）又は（ロ）を選択した場合に限り、（1）又は（2）のうち該当するものをドロップダウンで選択すること。
- 「申請者の居住」の欄は、（1）又は（2）のうち該当するものをドロップダウンで選択すること。
- 「構造」の欄は、建築後 20 年超 25 年以内に取得された家屋について証明を申請する場合に記載し、当該家屋の登記記録に記載された構造を記載すること。
- 「区分建物の耐火性能」の欄は、区分建物について証明を申請する場合に、（1）又は（2）のうち該当するものをドロップダウンで選択すること。なお、建築後使用されたことのある区分建物の場合、当該家屋の登記記録に記載された構造が、石造、れんが造、コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であるときは、（1）を選択すること。

住宅用家屋証明書

租税特別措置法施行令（イ）第41条特定認定長期優良住宅以外（a）新築されたものの規定に基づき、下記の家屋平成22年4月 日（ハ）新築がこの規定に該当するものである旨の証明をします。

申請者の住所	千葉県印旛郡栄町
申請者の氏名	
家屋の所在地	栄町 番地
取得の原因 （移転登記の場合）	

平成22年4月 日

栄町長